

## 令和5年度 第2回千葉県建築審査会議事録

### 1. 会議の日時及び場所

日時：令和5年9月5日（火）午後2時から午後3時まで

場所：千葉市中央区長洲1-8-1 ホテルプラザ菜の花4階「楨1」

### 2. 出席した委員の氏名

上野武委員、小板橋恵美子委員、芦谷典子委員、子安正宏委員、姉崎真人委員

### 3. 議事の案件名及び結果

#### (1) 同意案件

建築基準法第44条第1項第2号の規定による許可2件が同意された。

案件番号	案件名	敷地の所在	建築物の用途	結果
1	建築基準法第44条第1項第2号の規定による許可の同意について	白井市	バス停上屋	同意
2	建築基準法第44条第1項第2号の規定による許可の同意について	鎌ヶ谷市	バス停上屋	同意

### 4. 議事の経過（公開審議）

#### (1) 同意案件

##### ○案件第1号

建築基準法第44条第1項第2号の規定による許可の同意について（白井市）

事務局から案件の説明が行われ、以下の質疑応答の後、同意された。

委員・・・バスの運行はいつから始まったのか。

事務局・・・平成10年から運行が開始されている。

委員・・・今回バス停上屋を設置することとなった経緯は何か。

事務局・・・西白井駅や千葉ニュータウン駅のバスの停留所には屋根がかかっているが、白井駅の停留所だけ屋根がなかったためバス停上屋を設置することとなった。

委員・・・今回の申請地は、他のバスの降車場でもあるが過去にトラブルはなかったか。

事務局・・・乗降時にトラブル等があったとは聞いていない。

委員・・・利用者層について把握しているか。

事務局・・・利用者層については把握していないが、1日あたり12人程度が利用している。

委員・・・建築面積はどのように算定しているのか。

- 事務局 .. 申請建築物については、高い開放性を有していることから、庇の先端から1 m 以内の部分の建築面積には算入しないこととなっている。
- 委員 .. 申請地のすぐ近くに支柱があるが、これはなにか役割があるのか。
- 事務局 .. 一方通行の道路標識のための支柱である。

## ○案件第2号

### 建築基準法第44条第1項第2号の規定による許可の同意について（鎌ヶ谷市）

事務局から案件の説明が行われ、以下の質疑応答の後、同意された。

- 委員 .. 案件第1号は鉄骨造、案件第2号はアルミニウム造で計画されているが、どちらの構造の方が良いのか。
- 事務局 .. 建築基準法上どちらが望ましいといったものはない。
- 委員 .. 写真には点字ブロックがなく、図面には点字ブロックが書かれているが、バス停上屋の設置と併せて設置するということか。
- 事務局 .. 点字ブロックについては、バス停上屋とは別工事となるが、今年度内に設置すると聞いている。
- 委員 .. ベンチの設置位置については、利用者の待合いの状況を考慮したうえで適切に設置すること。
- 事務局 .. 利用者にとって適切な位置となるよう市へ伝える。
- 委員 .. 別のバス停には手摺りがあるが、手摺りを設置する基準等はあるか。
- 事務局 .. 手摺りが設置されているバス停については、福祉車両を利用するための障害者用の乗降場であり、車道に下りるためのスロープと手摺りを設置している。
- 委員 .. 案件第1号及び第2号について、既存のバス停上屋は、デザインが設置年度によって異なっている。今後、バス停上屋を設置する際は、景観に配慮しながらデザインを検討されたい。

以上